

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話(243)0141
18年9月17日

新商連役員学習交流会開催

9月8日(土)、9日(日)魚沼市浦佐のたもん荘にて新商連役員学習交流会が開催されました。

8日は会長事務局長会議の後、夜7時から懇親会が行われ、新潟の各民商からきた事務局員や会員、役員の方50名が集まり交流を深めました。

9日は足立西民商田中茂会長(東京)に講演をしてもうりました。講演の中身は足立西民商がとったアンケートを交え、自分の民商への認識を会員がどれくらい持っているか?をふまえて民商の活動をどのように改革したかを話していただきました。

足立西が注力していることは、班の形成と参加する工夫を絶えず行っていることです。その結果、班会の開催率は15班ある中平均70%を超える成果となっています。

講演会を聞いて

新潟民商会長 野上昇

全国的に会員が減少している中でしっかりと会員数を増やしている足立西民商の会長と事務局長に会の運営を改革してきた経験を学びました。

全商連発行の『班・支部活動の手引き』を忠実に実行した、ということですが、会員が主人公、身近な会員同士が交流できる班会に参加することは会員の権利、会員同士の助け合いこそが民商活動、ということでした。これを新潟民商に具体化するための提案を致します。

これまでも何度か班会を開こうという計画はありましたが参加数が思わしくなかった。班会だけでなく支部



日程

- ・9月23、24日(日、月) 全国業者青年交流会
- ・10月4日(木) 夜のオリエンテーリング
- ・10月20、21日(土、日) 県業者青年交流会

総会やレクリエーション企画にもあまり集まってもらえない。春の確定申告には多くの皆さんが集まる。会員の皆さんにとって必要なことや興味のあること、都合のよい日時という条件がそろえば集まっていたらけると思います。

そういうのを得た企画の参考とするために、すべての会員の皆さんの事情を知りたい。近いうちに役員や事務局員がお伺いします。

少しずつですが、皆さんの意見や要望を大切に、会員同士や民商全体の信頼関係を築いていけるようにご協力をお願いいたします。

【参加した支部役員感想は次回の赤枠に掲載いたします。】

婦人部の仲間増やし

10月13、14日の全婦協総会に向けて、婦人部で仲間増やしの訪問をスタートしました。

9月3日は、阿部さん・土田さん・金谷さんの3人で東山ノ下支部を訪問。これまで三役だけの拡大行動でしたが、理事の金谷さんが拡大対象と知り合いとのことと一緒に訪問しました。

これまで行った事の無い所に訪問。ルミ美容室さんと同じ支部の人にお世話になっている、活動は出来ないけど募金もかねて入部。衣料のスズキさんは今まで婦人部の勧誘がなかったとのことでしたが、今回の訪問で募金もかねて入部してくださいました。



金谷さんの知り合いの方は、入部はまだですが従業員にも声をかけてくださるそうです。

初めて婦人部の拡大訪問に参加した金谷さんは、今回の訪問でここは婦人部に入らないと思っていた。足を運んで話をすることが大事だとわかり、和合部長とクラブさんも各支部へ訪問、

第4回駅前支部夜のオリエンテーリング 参加店舗紹介と募集のご案内

出店(予定含む)

- ① ユートピア (スナック)
- ② アミーゴ (スナック)
- ③ 嵯峨 (スナック)
- ④ 聖龍 (手打ちラーメン)
- ⑤ みつ井 (割烹)
- ⑥ 笑喰処 つまようじ (居酒屋)
- ⑦ ノーブル (スナック)
- ⑧ 蓬萊 (中華料理)
- ⑨ やまざき (寿司ダイニング)
- ⑩ 維吹 (居酒屋)
- ⑪ マグロ亭 (居酒屋)
- ⑫ 暖手巢 (スナック)
- ⑬ えちご (居酒屋)
- ⑭ フレグラン ス (スナック)
- ⑮ たへじ (海鮮居酒屋)
- ⑯ 串揚げ十三夜 (串揚げ)



2018

【夜の駅前オリエンテーリング】の出店者募集のご案内

新潟駅周辺も消費税増税や近年の不況などで、駅周辺の夜は人の姿も減少しています。そこで、駅前支部の実行委員会主催で【夜の駅前オリエンテーリング】を企画致しました。この企画で駅周辺に多くの方が町を歩き飲食店を利用して、楽しい時間を過ごしてもらい、また飲みに出たいと思って頂き、地域の活性化に繋げられたらと思います。

- 開催日 平成30年10月 4日 (木)
 - 開催時間 19時～21時迄
 - 出店資格 新潟駅周辺の会員/商工新聞読者
- ※詳しくは民商事務局迄お問い合わせ下さい。
- ☎ 243-0141



マイナンバー法に反対

「廃止に追い込もう」

8月24日厚生労働省(雇用保険手続き関連)と会議が行われました。その中で国の対応の現状を確認できるものをいくつか紹介します。(全文を紹介すると解りにくいので、多少文章を変更しています)

Q1 「従業員に提出を促したが、提出してもらえない」「事業主の番号管理態勢が整っていない」で運用しているが、今後も同じ対応と考えてよいか。

A1 「従業員に提出を促したが、提出してもらえない」・・・申し出があれば受理する

「事業主の番号管理態勢が整っていない」・・・一定の猶予期間を設けたので必ず対応してもらおう
また「従業員全員が提出しないケースはありえない」としながらも、申し出があれば受理する

Q2 一部のハローワークにおいて、上記運用は9月30日までとされているが

A2 そのように指導している
(質問) 10月以降にマイナンバーを記入しなかった場合は?

(回答) 返戻する。必ずマイナンバーを記入してもらおう

(質問) 法的根拠はあるのか
(回答) 法的根拠はない。省令による指導である。
(質問) 法的根拠がないのであれば権力の濫用ではないか

Q3 10月以降で、マイナンバーの規約及び取扱事項が整備されていなかった場合はどうなるのか
A3 強制指導や事務組合の資格取り消しまでは考えていない

今回は、雇用保険に関する内容ですが、他の分野でも同じ動きが出てきて、今後は現状より明らかに締め付けが厳しくなることが予想されます。

反対運動を強め、マイナンバー法を廃止に追い込みましょう。また、学習会など積極的に参加し、みんなで一緒に勉強しましょう。

学習会「マイナンバーと共謀罪」

日時: 9月22日(土) 13:30~
会場: クロスバル新潟308・309号室
講師: 齋藤 裕弁護士

マイナンバーって何でしょうか? 一体そんなものが必要なのですか? 医療保険から銀行預金、病院の診察券、携帯電話の番号までを統合し、国が一括管理するという、国民番号制度です。何のために? 国を監視するため? これってファシズムじゃないの? その上に憲法も尊重の扱いやすいように改定され、飲み屋での娯楽が次第に厳しくなるともいわれています。政府・与党は自分の都合の悪いことは隠しながら、国民の権利・自由を侵害しています。まずは学びませんか?

国際教員会新潟支部
連絡先 (090-2446-3394) 野村